(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第4347702号 (P4347702)

(45) 発行日 平成21年10月21日(2009.10.21)

(24) 登録日 平成21年7月24日 (2009.7.24)

(51) Int.Cl.	F I	
HO4W 56/00	(2009.01) HO4Q	7/00 4 6 1
HO4W 36/08	(2009.01) HO4Q	7/00 3 0 6
HO4W 36/18	(2009.01) HO4Q	7/00 3 1 1
HO4L 7/00	(2006.01) HO4L	7/00 B
HO4W 24/00	(2009.01) HO4L	12/28 3 O O M
		請求項の数 14 (全 9 頁) 最終頁に続く
(21) 出願番号	特願2003-579491 (P2003-579491)	(73) 特許権者 598036300
(86) (22) 出願日	平成15年3月24日 (2003.3.24)	テレフオンアクチーボラゲット エル エ
(65) 公表番号	特表2005-521347 (P2005-521347A)	ム エリクソン (パブル)
(43) 公表日	平成17年7月14日 (2005.7.14)	スウェーデン国 ストックホルム エスー
(86) 国際出願番号	PCT/EP2003/003057	164 83
(87) 国際公開番号	W02003/081931	(74) 代理人 100076428
(87) 国際公開日	平成15年10月2日 (2003.10.2)	弁理士 大塚 康徳
審査請求日	平成18年3月23日 (2006.3.23)	(74) 代理人 100112508
(31) 優先権主張番号	02252254.4	弁理士 高柳 司郎
(32) 優先日	平成14年3月27日 (2002.3.27)	(74) 代理人 100115071
(33) 優先権主張国	欧州特許庁 (EP)	弁理士 大塚 康弘
(31) 優先権主張番号	60/370, 636	(74) 代理人 100116894
(32) 優先日	平成14年4月8日 (2002.4.8)	弁理士 木村 秀二
(33) 優先権主張国	米国 (US)	(74) 代理人 100130409
		弁理士 下山 治
		最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ハンドオーバー時のフレーム・タイミング制御

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザ機器 <u>(10)</u>が複数のセル <u>(12,14,16,18)</u>との間で無線リンクを有し、また前記ユーザ機器が無線リンクを有する前記複数のセルがアクティブな組を構成する移動通信システムで使用するためのアップリンク送信フレームのタイミングを定義する方法であって、前記アップリンク送信フレームのタイミング <u>(36)</u>は前記アクティブな組から選ばれた1つの基準セルのダウンリンク送信フレームのタイミング <u>(33)</u>を基準に定義されるようになっており、

前記方法は、

前記基準セルが前記アクティブな組から除去されるときに、<u>前記</u>アクティブな組に残る1つまたは複数のセルを基準として、前記<u>アクティブな組に残る1つまたは複数のセルの</u>ダウンリンク送信フレームのタイミング<u>(35)にタイミングオフセット(X)を加えたタイミングが前記除去される</u>基準セル<u>のダウンリンク送信フレーム</u>のタイミング<u>(33)</u>に等しいように前記タイミングオフセット(X)を定義する工程と、

前記<u>アクティブな組に残る1つまたは複数のセルのダウンリンク送信フレームのタイミング(35)に前記タイミングオフセット(X)を加えたタイミング</u>に相対的にアップリンク送信フレームのタイミング<u>(36)</u>を定義する工程<u>と</u>を含む<u>ことを特徴とする</u>方法。

【請求項2】

前記アップリンク送信フレームのタイミング<u>(36)</u>が、前記<u>アクティブな組に残る1</u>つまたは複数のセルのダウンリンク送信フレームのタイミング(35)に前記タイミング

10

20

30

40

50

<u>オフセット(X)を加えたタイミング</u>の後、一定の時点になるように定義される<u>ことを特</u> 徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

UMTSで使用するためのものであり、前記アップリンク送信フレームのタイミング<u>(36)</u>が、前記アクティブな組に残る1つまたは複数のセルのダウンリンク送信フレームのタイミング(35)に前記タイミングオフセット(X)を加えたタイミングの後、 T_0 (=1,024チップ)になるように定義されることを特徴とする請求項2に記載の方法

【請求項4】

前記タイミング<u>オフセット(X)</u>が、前記アクティブな組に最初に加わったアクティブなセルを基準に定義されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記タイミング<u>オフセット(X)</u>が、前の基準セルのダウンリンク送信タイミングに最も密接に対応しているダウンリンク送信タイミングを有するアクティブなセルを基準に定義されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記タイミング<u>オフセット(X)</u>が、最も強い信号が受信されるアクティブなセルを基準に定義されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記タイミング<u>オフセット(X)</u>が、<u>前記</u>アクティブな組に含まれるすべてのセルの平 均的なタイミングを基準に定義されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項8】

複数のセル<u>(12,14,16,18)</u>との間で無線リンクを有し、また前記無線リンクを有する前記複数のセルがアクティブな組を構成する移動通信システムで使用するための移動通信装置(10)であって、

前記無線リンクを介して無線通信を行うトランシーバ(24)と、

前記無線通信を制御するプロセッサ(26)とを有し、

前記<u>プロセッサ(26)</u>が前記アクティブな組から選ばれた1つの基準セルのダウンリンク送信フレームのタイミング<u>(33)</u>を基準にしてアップリンク送信フレームのタイミング(36)を定義するための手段を含み、

前記プロセッサ(26)は、前記基準セルが前記アクティブな組から除去されるときに

タイミングオフセット(X)を定義して、前記アクティブな組に残る1つまたは複数のセルを基準として前記アクティブな組に残る1つまたは複数のセルのダウンリンク送信フレームのタイミング(35)に前記タイミングオフセット(X)を加えたタイミングが前記除去される基準セルのダウンリンク送信フレームのタイミング(33)に等しくするようにし、

前記<u>アクティブな組に残る1つまたは複数のセルのダウンリンク送信フレームのタイミング(35)に前記タイミングオフセット(X)を加えたタイミング</u>に相対的に<u>前記</u>アップリンク送信フレームのタイミング<u>(36)</u>を定義するように適合した<u>ことを特徴とする</u>移動通信装置。

【請求項9】

前記アップリンク送信フレームのタイミング<u>(36)</u>が、前記<u>アクティブな組に残る1</u>つまたは複数のセルのダウンリンク送信フレームのタイミング(35)に前記タイミング オフセット(X)を加えたタイミングの後、一定の時点になるように定義される<u>ことを特</u>徴とする請求項8に記載の移動通信装置。

【請求項10】

(=1,024チップ)になるように定義される<u>ことを特徴とする請求項9に記載の</u>移動通信装置。

【請求項11】

前記タイミング<u>オフセット(X)</u>が、前記アクティブな組に最初に加わったアクティブなセルを基準に定義されることを特徴とする請求項8に記載の移動通信装置。

【請求項12】

前記タイミング<u>オフセット(X)</u>が、前の基準セルのダウンリンク送信タイミングに最も密接に対応しているダウンリンク送信タイミングを有するアクティブなセルを基準に定義されることを特徴とする請求項8に記載の移動通信装置。

【請求項13】

前記タイミング<u>オフセット(X)</u>が、最も強い信号が受信されるアクティブなセルを基準に定義されることを特徴とする請求項8に記載の移動通信装置。

【請求項14】

前記タイミング<u>オフセット(X)</u>が、<u>前記</u>アクティブな組に含まれるすべてのセルの平均的なタイミングを基準に定義される<u>ことを特徴とする請求項8に記載の</u>移動通信装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は移動通信システムに関するものであって、更に詳細には、移動通信装置におけるデータ受信及び送信用に定義されたフレームのタイミングを制御する方法に関する。本発明のその他の態様は移動通信装置それ自身と、前記方法を実施するネットワークとに関する。

【背景技術】

[00002]

第三世代パートナーシップ・プロジェクト(3GPP)によって公開された基準に定義された汎用移動電話システム(UMTS)の提案では、移動装置あるいはユーザ要素UEはセルラー無線ネットワーク中でいくつかのセルとの間でリンクを確立できる。

[0003]

各セルからユーザ機器に受信されるデータはそれぞれのダウンリンク・チャネルを通ってフレーム単位で送信される。それぞれのダウンリンク・チャネル中のフレームは互いに同期していない。更に、ユーザ機器は異なるセルの基地局に相対的に移動する可能性があるので、各ダウンリンク・フレームの他の受信されるダウンリンク・フレームに相対的なタイミングは変化する可能性がある。

[0004]

ユーザ機器は、そのユーザ機器がリンクを有するセル中の基地局へのアップリンク・チャネルを通してフレーム単位でデータを送信する。従って、ユーザ機器に対して送信フレームのタイミングが定義されており、それはすべてのアップリンク・チャネルに共通している。この送信フレーム・タイミングは、アクティブなリンク群のうちの1つのダウンリンク・フレーム・タイミングを基準にして定義される。

[0005]

すなわち、技術仕様 3 G P P TS 2 5 . 1 3 3 ∨ 3 . 8 . 0 の第 7 節には、また第 A . 7 節に記載された関連する試験事例には、アップリンク送信フレームのタイミングを定義するための方法が記述されている。特に、アクティブなリンクが 1 つだけの場合は、アップリンク・フレーム送信は対応するダウンリンク・フレームの最初に検出されたパスの受信後、時刻 T。(= 1 , 0 2 4 チップ)において発生する。

[0006]

ユーザ機器がセルとの間に1つのアクティブ・リンクを有するときは、それの送信フレーム・タイミングはそのセルのダウンリンク・フレーム・タイミングを基準に設定され、またそのアクティブな組に第2のセルが追加された場合でも、送信フレーム・タイミングはその第1セルのダウンリンク・フレーム・タイミングを基準に定義される。しかし、こ

10

20

30

40

の場合に第 1 セルがこのアクティブな組から除去されると、アップリンク送信タイミングは、残るアクティブ・リンクからのダウンリンク・フレームの最初の検出パスを受信した後、 T_0 (= 1,024チップ)においてアップリンク・フレーム送信が発生するようになるまで、定められた調節速度で調節される。

[0007]

このように、公開された技術仕様に従えば、1つの基準セルが定義され、それはそれを基準にしてアップリンク・フレーム送信が定義されるセルとなる。2つのアクティブなリンクが存在し、基準セルがそのアクティブな組から除去される場合は、残るセルが基準セルとなる。

[0008]

しかし、これは2つよりも多いアクティブ・リンクが存在し、基準セルがアクティブな組から除去されるソフト・ハンドオーバー事象において、アップリンク・フレーム送信をどのように定義すべきかを指示していない。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

[0009]

上述の公開された技術仕様に従えば、アップリンク送信タイミングは特別な基準セルからの信号のダウンリンク受信タイミングを基準にして定義される。その基準セルがアクティブな組から除去されるときは、技術仕様ではそのアクティブな組に含まれる別のセルが新しい基準セルとして定義されて、アップリンク送信タイミングはその新しい基準セルからのダウンリンク受信タイミングを基準に定義されるように調節すべきであるとしている

[0010]

しかし、大きい調節は、送信がユーザ機器の受信機ウインドウに最早含まれないという 理由で別のアクティブなセルをアクティブな組から除去しなければならないという影響を 与えかねないため、望ましくない。他方で、最小の調節しか必要ないという理由だけで新 しい基準セルを選ぶのもまた望ましくない。それは、もしそのセル自身をアクティブな組 から除去するとなれば、別の新しい基準セルを選ぶことが必要となるからである。

【課題を解決するための手段】

[0011]

本発明に従えば、従って、仮想基準セルが定義されて、それのタイミングはアクティブな組に含まれるセルのうち1または複数のものを基準として定義されるため、この新しい仮想基準セルのタイミングは前の基準セルのタイミングに対応することになる。ユーザ機器からのアップリンク送信のタイミングは、次にこの新しい仮想基準セルを基準として従来のやり方で定義される。

[0012]

これは、ソフト・ハンドオーバーの後で、ユーザ機器からのアップリンク送信のタイミングを調節する必要がないという特徴を有する。

[0013]

この仮想基準セルは、アクティブな組に最初に加わったアクティブ・セル、すなわち、前の基準セルのダウンリンク送信タイミングに最も密接に対応するダウンリンク送信タイミングを有するセル、あるいはそのセルから最も強い信号が受信されるセルを基準に定義するか、あるいはアクティブな組に含まれるすべてのセルの平均的タイミングを基準として定義することができよう。

[0014]

本発明の別の態様に従えば、ソフト・ハンドオーバーの後で、上述のような仮想基準セルを定義できるユーザ機器が提供される。

[0015]

強調すべきことは、本明細書で使用されるとき"含む/含まれる"という用語は、記述した特徴、整数、工程、あるいは部品の存在を規定するが、1または複数のその他の特徴

10

20

30

40

、整数、工程、部品あるいはそれらの集合の存在あるいは追加を排除するものではないと いうことである。

【実施例】

[0016]

図1は本発明に従う移動通信ネットワークの一部を示す。詳細には、図1は基地局システム(BSS)12、14、16、18のネットワーク内で移動可能なユーザ機器(UE)10を示す。基地局システム(BSS)12、14、16、18はそれぞれ重畳するカバレッジ領域あるいはセルを有する。このネットワークが図1に示す4よりも多い基地局システムを含むことは明らかであろう。基地局システム12、14、16、18の各々は、それぞれデータ通信ネットワークへ対応する接続(図1には示されていない)を有する

10

[0017]

本発明はここで第三世代パートナーシップ・プロジェクト(3GPP)によって定義された汎用移動電話サービス(UMTS)に関して説明する。

[0018]

そのようなシステムではユーザ機器10は2つ以上の基地局システムとアクティブな無線リンクを有することができよう。ユーザ機器がアクティブな無線リンクを有する基地局システムはアクティブな組(activeset)と定義される。使用時には、例えばユーザ機器が特別な基地局システムから遠ざかったり、あるいは接近したりすると、無線リンクのいくつかが失われ、そして新しい無線リンクがセットアップされよう。アクティブな組のメンバーを更新するこの作業はソフト・ハンドオーバーとして知られている。

20

[0019]

図2はユーザ機器10の関連部品の模式図である。明らかなように、ユーザ機器10は、本発明の理解のためには本質的でないためここで説明しないその他の特徴及び機能を有することができる。ユーザ機器10は携帯用の無線通信機器の形を取り、それは例えば移動電話や、無線通信機能を備えたパーソナル・デジタル・アシスタント(PDA)であろう。UE10はアンテナ22を有し、それはネットワーク中の基地局システムのうちの1または複数のものとの間でエア・インタフェースを介して信号を送受信する。受信した信号はトランシーバ(TRX)回路24に送られ、次にプロセッサ26に送られる。逆に、送信用の信号はプロセッサ26からトランシーバ回路24に送られ、そこからアンテナ2に送られる。

30

[0020]

プロセッサ 2 6 は受信した無線信号のすべての中から必要とする信号を分離する役目を持ち、更に送信すべきデータを受信し、それをエア・インタフェースを介して送信するのに適した形式に変換する役目を持つ。

[0021]

図3はタイミング図であり、このなかで図3(a)及び3(b)はユーザ機器10が1つのアクティブな無線リンクを有する状況を示している。この場合、ユーザ機器はダウンリンク・フレーム31のタイミング、すなわちアクティブな無線リンク上で検出されたダウンリンク信号のフレーム・タイミングを設定する。

40

[0022]

図 3 (b) はアップリンク・フレーム送信のタイミングを示す。従来と同じように、アップリンク・フレーム 3 2 は対応するダウンリンク・フレーム 3 1 の最初に検出されたパスの受信後、T。(= 1 , 0 2 4 チップ)から始まる。

[0023]

使用時に、例えばそれがアクティブな無線リンクを有する基地局に相対的にユーザ機器が移動すると、1つのフレームから次のものへのフレーム・タイミングを調節する必要が生ずる。

[0024]

ダウンリンク・フレーム31のスタート点は受信無線リンク・タイミングとして参照で

き、これはまた受信無線リンク・タイミングの前及び後に一定の時間(=148チップ) を占める受信機のウインドウを定義する。その他の無線リンクは、それらの受信無線リン ク・タイミングがこの受信機ウインドウに含まれる場合にのみ許可される。

[0025]

図3(c)はユーザ機器が3つの無線リンクを有する状況を示す。3つのダウンリンク・チャネルで受信される信号は異なるタイミングで受信されるが、それらに対応するダウンリンク・フレーム・タイミングを参照符号33、34、35で示してある。図3(c)は1つの特別な瞬間における3つのウインドウの相対的なタイミングを示す。しかし前のように、基地局に相対的なユーザ機器の移動はこれらの相対的なタイミングが使用時に変化することを意味する。

[0026]

[0027]

更に、他のアクティブな無線リンクの受信フレームが含まれるべき受信機ウインドウは 、受信フレーム33のスタートを基準に定義される。

[0028]

図4は本発明に従う方法を示すフロー図であり、図3(e)及び3(f)は得られる相対的フレーム・タイミングを示す。処理の工程41では、ユーザ機器の中で、そのユーザ機器に関するアクティブな組から基準セルが除去されたかどうかが判断される。もしそうでなければ、変化は起こらず、処理はスタートに戻る。しかし、もしもアクティブな組から基準セルが除去されていれば、本発明に従って、新しい仮想基準セルが定義される。

[0029]

すなわち、アクティブな組の残るセルのうちから新しい基準セルを選ぶ必要を、そしてまた送信フレーム・タイミング及び受信機ウインドウのタイミングを調節する必要を回避するために仮想基準セルが定義される。この仮想基準セルはエア・インタフェースを介して信号を送受信するために使用されることはなく、送信のタイミングを決めるために使用される。詳細には、図3(e)に示すように、仮想基準セルはフレーム・タイミング37を有し、それは前の基準セルの受信機フレーム・タイミング33に正確に対応する。

[0030]

仮想基準セル受信機フレーム37のタイミングは、残るセルの1つを基準に定義される。図3(e)に示された状況では、仮想基準セルの受信機フレーム・タイミング37は残るセルの1つの受信機フレーム・タイミング35の後、時刻Xであるとして定義される。この残るセルは、それが最も強い信号を有することから、あるいはそれが最も早く受信された信号であることから、あるいは元の基準セルに対して時間的に最も近いことから選ばれよう。代替案として、この新しい仮想基準セルのタイミングは、残るセルの平均タイミングに相対して決めることができる。

[0031]

従って、図3(f)に示すように、送信フレーム36は仮想基準セルの受信フレーム37を基準として定義される。仮想基準セルは前の基準セルと同じタイミングを有するように選ばれるので、送信フレーム36のタイミングに対して大きい調節を行なう必要がない。このことは送信フレームのタイミングを調節する必要がないことを、従って、基地局システムに受信される変調信号の品質が改善されるであろうことを意味する。それは更に、受信機ウインドウを調節する必要がないことを、従って、有用な無線リンクをそれが最早受信機ウインドウに含まれないという理由でアクティブな組から除去しなければならないという危険がないことを意味する。

[0032]

30

10

20

もちろん、例えば基地局とユーザ機器との間で周波数誤差があるという理由で、あるいは基地局に相対的なユーザ機器の移動を補償する目的で、フレーム・タイミングに対して調節を行なうことは可能であるが、それらの調節は比較的小さいものであることに注目すべきである。

[0033]

一旦仮想基準セルが定義されれば、次に図4に示された処理の工程43では、残るセル、すなわち仮想基準セルを定義するための基準として使用されたセルがアクティブな組から除去されたかどうかが判定される。残るセルがアクティブな組に留まっている場合は、何もアクションは必要ない。しかし、残るセルがアクティブな組から除去されていれば、仮想基準セルのタイミングを、例えば、その他の残るセルの1つを基準に、あるいは残るセルすべての平均のタイミングを基準に再定義する必要がある。

[0034]

このように、ソフト・ハンドオーバー事象が発生したときに、既存の送信を妨害することなく送信フレームのタイミングを定義するためのシステムについて説明してきた。

[0035]

上で述べたように、本システムはソフト・ハンドオーバーによって、1つのセルがアクティブな組から除去され、複数のセルがアクティブな組に残る場合に使用される。しかし、本発明に従うシステムは、仮想基準セルを定義することによって、1または複数のセルがアクティブな組から除去され、1つのセルのみがアクティブな組に残される場合にも使用できる。

【図面の簡単な説明】

[0036]

【図1】本発明の1つの態様に従う移動通信ネットワークの一部の模式図。

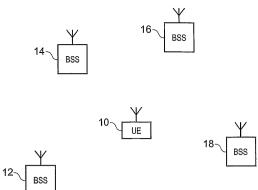
【図2】本発明の1つの態様に従う移動通信装置の模式的ブロック図。

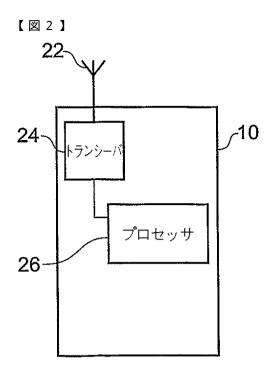
【図3】本発明に従う、アップリンクとダウンリンクとの間のフレーム・タイミングの関係を示すタイミング図。

【図4】本発明の1つの態様に従う方法を示すフロー図。

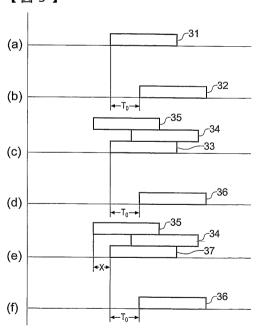
10

【図1】

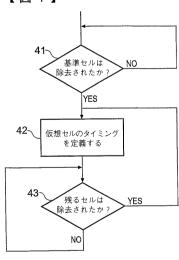




【図3】



【図4】



フロントページの続き

(51) Int.CI. F I

H 0 4 W 84/12 (2009.01) H 0 4 L 12/28 3 1 0 H 0 4 W 88/08 (2009.01)

(74)代理人 100094673

弁理士 林 鉐三

(74)代理人 100091339

弁理士 清水 邦明

(72)発明者 パレニウス、トルグニー

スウェーデン国、レッデケピンゲ、スヴァレルトヴェーゲン 10

(72)発明者 エストベルイ、クリステル

スウェーデン国、ステファンストルプ、ビョークヴェーゲン 8

審査官 佐藤 聡史

(56)参考文献 国際公開第02/007345(WO,A1)

米国特許第06208871(US,B1)

特開平09-504417(JP,A)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

H04W 4/00-99/00

H04L 7/00